

# ～特別児童扶養手当制度について～

## 5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください

①	所得状況届	毎年8月11日から9月10日までの間に届け出、支給要件の審査を受けます。この届けを出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
②	受給資格喪失届	受給資格がなくなったときに出します。
③	額改定（増額）請求書	対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときに出します。
④	額改定届（減額）	対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときに出します。
⑤	受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が出します。
⑥	変更届	氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに出します。
⑦	振込先口座申出書	振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
⑧	証書亡失届 兼再発行請求書	手当証書を破損、汚損、紛失したときに出します。
⑨	再認定請求書	認定の期限が定められ、その期限が到達したときに診断書を添えて出します。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

### 男女共同参画推進事業

# ぱぱっとランチ

**日 時**：9月9日（日）9時30分～13時頃  
（9時受付開始）  
**場 所**：保健福祉センター 2階  
栄養指導室及び健康教育室  
**対 象**：朝日町在住の子ども（小学生）と  
男性保護者  
**内 容**：ワークショップと簡単ランチづくり  
**定 員**：12組24名程度  
※1家族子ども2名までとさせていただきます

**参加費**：1家族600円（食材費等）  
※当日受付でお支払いください  
**申込期間**：8月3日（金）～8月24日（金）  
先着順、定員になり次第  
締め切りさせていただきます  
**申込方法**：電話または直接窓口にて  
お申込ください  
**申 込 先**：企画情報課 TEL 377-5663

